

健康教育②

1 学校安全

(1) 学校安全の意義

- 生涯にわたって健康、安全で幸福な生活のために必要な資質を養い、心身の調和的な発達を図ることは、学校教育の重要な目標となっている。
- 学校安全は、この目標に沿って児童生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。

1 学校安全

(2) 学校安全の領域と内容

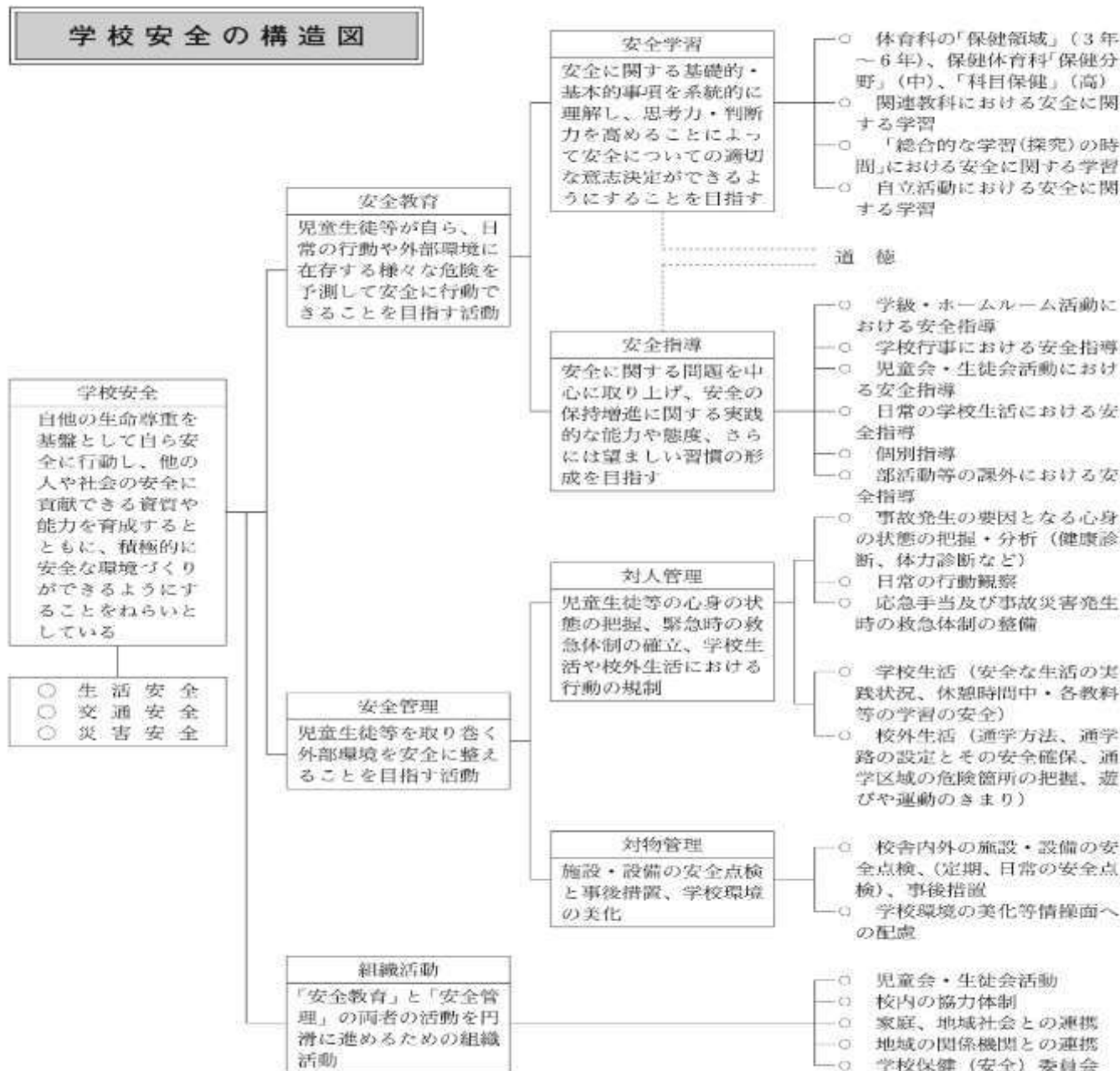
- 学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や社会の安全のために貢献できるようにすることなどを目指す「安全教育」と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えるということを目指す「安全管理」、そして両者の活動を円滑に進めるための「組織活動」という3つの主要な活動から構成されている。
- 安全教育には、安全に関する基礎的・基本的な事項を系統的に理解し、思考力・判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする「安全学習」の側面と、当面するあるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには、望ましい習慣の形成を目指して行う「安全指導」の側面があり、相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである。

1 学校安全

- 安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万が一事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒の安全の確保を図ることを目指して行われるもので、その内容は、基本的に児童生徒の行動等に関わる「対人管理」と環境に関わる「対物管理」によって構成される。
- 学校安全は、児童生徒の事故の実態等を踏まえ、防犯を含む生活一般の安全に関する「生活安全」、交通事故の防止に関する「交通安全」、災害発生時の安全に関する「災害安全」に大別して適切に推進することが大切である。
- 加えて、近年、スマートフォンやSNSの普及など、児童生徒を取り巻く環境の変化や学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の「新たな危機事象」への対応が求められており、学校安全の在り方を柔軟に見直していく必要がある。

健康教育②

学校安全の構造図



健康教育②

(3) 学校安全計画の作成

- 児童生徒の事件・事故災害はあらゆる場面において発生しうることから、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められる。
- 学校保健安全法第27条で学校安全計画の策定・実施が規定されており、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

【学校保健安全法】

(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

健康教育②

(4) 事故防止及び事故発生時の留意事項

- 各学校においては、「学校における危機管理の手引（改訂3版）～適切な学校運営のために」（北海道教育委員会 平成31年2月）等を積極的に活用し、学校保健安全法第29条で規定されている危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成する必要がある。
- 危機管理に関する校内研修や危機を想定した訓練などを行うなどして、日頃から教職員の危機管理意識を高め、危機管理体制の確立を図ることが重要であり、次の点に留意して事故の防止や事故発生時の対応に努める必要がある。

【学校保健安全法】

（危険等発生時対処要領の作成等）

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

健康教育②

ア 日常生活の事故防止

● 休憩時間中の事故防止に関する指導

- ・各学校での休憩時間の安全な過ごし方については、保健学習や日常生活等の中で指導を徹底するとともに、学級（ホームルーム）活動、児童（生徒）会活動などの中で効果的に取り上げる。

● 活動場所と施設用具の安全管理

- ・常に施設用具等の安全点検を行い、危険な箇所の修理や危険物の除去に努める。特に、階段の手すりの破損や壁の突起物、ガラスの破片など、事故の原因となるものについての点検・整備を行う。
- ・遊び場所等の広さと人数の関係に配慮し、学年・学級別に使用時間や区域を決めて使用させることなどについて配慮する。

● 安全な行動についての指導

- ・児童生徒の粗暴な行動や、自己の能力の過信による行動あるいは、禁止区域での遊び等については、十分注意すること。
- ・危険な行動が目立つ児童生徒に対しては、日常生活の中で適切な個別指導を行うこと。

健康教育②

イ 体育活動時の事故防止

● 安全点検の励行

- ・ 体育活動等に使用する施設用具の安全点検と整備、使用後の用具の収納や不要物の撤去等については、細心の注意を払い、確実に点検を行う。

● 指導計画等の整備及び児童生徒の技能の程度や健康状態の把握

- ・ 体育活動の指導計画を作成する際には、児童生徒の運動経験や体力等を十分考慮して、負担過重や危険度の高いものにならないよう配慮する。
- ・ 特に体育的な学校行事や対外運動競技に参加させる場合には、事前に健康診断を受けさせるなど、健康状態を十分に把握すること。

● 体育活動中の指導体制

- ・ 体育活動は、必ず指導教員のもとに行うこととし、直接指導に当たることができない場合は、適切な措置を講じて、事故防止に万全を期すようにすること。

健康教育②

ウ 通学路の安全確保

● 通学路の安全点検

- ・通学路の安全性が恒常的に確保されるよう、教育委員会、道路管理者、警察等と連携する。
- ・交通安全については、基本方針の策定及び策定した基本方針に基づく取組を継続して推進するための推進体制の構築、合同点検の実施等を行う。
- ・防犯については、合同点検のほか、登下校防犯プランに基づく「地域の連携の場」の構築、登下校時における防犯対策について意見交換を行うなど、通学路の安全確保に向けた取組を推進し、安全確保を図るための対策を適切に行うこと。

● 交通安全教育の充実

- ・警察等の関係機関と連携した街頭啓発活動や、児童生徒自ら危険を予測し回避することなどを目的とした体験的な活動を行う交通安全教育などを通じて、交通安全知識や自転車乗車マナーを含めた交通ルールを習得させる。
- ・交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、指導の徹底をするとともに、万が一の事態を想定して、自転車保険への加入を推奨するなどの万全の備えを講じ、交通事故防止に向けての意識の高揚を図る。

● 防犯意識の充実

- ・防犯の専門家の知見等も活用しつつ、安全マップの作成や、「子ども110番の家」の活用、ロールプレイング方式等による防犯訓練の実施など、児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせる実践的な防犯教育につながる指導

エ 災害発生時の安全確保

● 防災避難訓練

- ・ 防災避難訓練は、火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害及び原子力災害等の発生に際して、適切に対処できるようにするために実施するものであり、年間を通じて計画的に行う必要がある。
- ・ 訓練は、授業中だけを想定せず、休憩時間など児童生徒が分散している場合や、放送設備が使用できない場合なども想定することが大切である。
- ・ 防災啓発資料「学んDE防災」や「安全教育実践事例集」等を参考に、学校や地域の状況や児童生徒の発達段階に応じて、自然災害等の危険に際して、児童生徒が自らのいのちを守り抜くための「主体的に行動する態度」や災害後の生活や復旧等の「支援者となる意識」を身に付けさせる取組を進める必要がある。

健康教育②

- 災害の発生に備えた安全管理
 - ・ 危機管理マニュアルの点検・見直しを行うほか、避難経路や防災設備等の周辺に障害物を置かないこと、避難器具の点検、設備や器具等の点検や落下防止の対策を行うこと、関連機関との連絡体制・連絡機能を確保することなどについて十分配慮する必要がある。
- 災害発生時の対応
 - ・ 安全措置では、児童生徒の安全を最優先しつつ、教職員自らの安全も確保することが重要であり、教職員は、避難方法に習熟し、災害発生時には、冷静かつ的確に指示を行うことが求められる。
 - ・ 防災体制の役割分担、消火器等防災設備の配置や使用法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物など、体制の整備及び対処法について教職員の共通理解を図っておく必要がある。

オ 急病人や負傷者の取扱い

● 取扱い上の留意点

学校では、予期しない病人や負傷者などが出る場合があるので、日頃から救急体制を整え、事故等が発生する場合を予測して万全の対策を立てておくことが必要である。また、事故発生は校内に限らず、時と場所を問わないものであり、臨機応変に措置することも必要である。

- ・病人が出た場合は、顔色などの状態を観察し、必要に応じ保健室で養護教諭の救急処置を受けさせ、養護教諭から救急処置の概要や注意事項等を確認する。指導教員が学級（ホームルーム）担任以外のときは、学級（ホームルーム）担任に連絡をする。
- ・病人を病院に運ぶ場合は、校長等に連絡するほか、保護者にも連絡をする。保健室で救急処置をした場合、症状や救急処置の内容を保護者に連絡する。
- ・負傷者の場合も、病人の発生の場合に準ずるが、頭部や腹部を強打しているなどの場合は、むやみに動かすと危険なこともあるので、的確な判断が必要である。

健康教育②

- ・ 登下校時や学校行事等における交通事故の場合は、負傷の程度に関わらず、まず病院へ搬送して受診させ、事故の状況によっては、関係機関に通報する。

学校における傷病の中には、すり傷などの軽微なものから、救急車を要請しなければならない重大なものまであり、全教職員が平素からAEDを使用した心肺蘇生法を含む応急手当の知識や技能を習得しておく必要がある。

緊急の場合の連絡体制を整備するとともに、その手順などについても教職員に周知しておくほか、事故発生時に教師が学級（ホームルーム）を離れる場合、残された児童生徒への配慮が必要である。

健康教育②

(5) 事件・事故・災害等発生時の心のケアについて

- 事件・事故・災害等の発生による児童生徒の生活環境の変化は、児童生徒の心身の健康に様々な問題を生じさせることから、学校においては、家庭や専門機関と連携し、児童生徒の心身の健康問題を把握するとともに、問題の内容によっては、心のケアをする必要がある。
- そのため、教師として日頃から児童生徒の心身の発育や発達について十分研修し、心の健康問題を理解するとともに、発達の段階に応じた心のケアができるよう備えておくことが大切である。
- 児童生徒が事件・事故・災害等の危機に遭遇した際、心が癒やされて危機を乗り越えていけるのは、平常時の人間関係の中での励ましや信頼関係が十分に培われているかどうかにかかっていることから、日頃から児童生徒等の言動や行動を把握することはもとより、その内面にある不安や緊張にも気を付けて心の変化を把握しておくことが大切である。
- また、事件・事故・災害等発生時の心のケアは、できるだけ早い段階に適切な対応をすることが大切なため、事件・事故・災害等発生後に起こる児童生徒等の心身の健康への影響について教職員が十分理解しておくことが重要である。

健康教育②

児童生徒のストレス症状の特徴

幼稚園から小学校低学年までは、腹痛、嘔吐、食欲不振、頭痛などの身体症状が現れやすく、それら以外にも興奮、混乱などの情緒不安定や、行動上の異変（落ち着きがなくなる、理由なくほかの子どもの持ち物を隠す等）などの症状が出現しやすい。

小学校の高学年以降（中学校、高等学校を含む）になると、身体症状とともに、元気がなくなって引きこもりがちになる（うつ状態）、ささいなことで驚く、夜間に何度も目覚めるなどの症状が目立つようになり、大人と同じような症状が現れやすくなる。

急性ストレス障害（Acute Stress Disorder）

激しいストレスにさらされたことにより、次のような症状がストレス体験の4週間以内に現れ、2日以上かつ4週間以内の範囲で症状が持続した場合を「急性ストレス Acute Stress Disorder」(ASD) と呼びます。

<持続的な再体験症状>

- ・ 体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする
- ・ 体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック） 等

<体験を連想させるものからの回避症状>

- ・ 体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする
- ・ 体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される（ボーッとする等）
- ・ 人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等

<感情や緊張が高まる覚せい亢進症状>

- ・ よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない、集中できない、極端な警戒心をもつ、ささいなことや小さな音で驚く 等

健康教育②

外傷後ストレス障害 (Posttraumatic Stress Disorder)

事件・事故災害後に、ASDのような強いストレス症状「再体験症状」、「回避症状」、「覚せい亢進症状」が現れ、それが4週間以上持続した場合は「外傷後ストレス障害 Posttraumatic Stress Disorder」(PTSD) と呼びます。これらの症状は、事件・事故災害から半年以上も経過してから出現する場合がありますことを念頭におく必要があります。

学校事故対応に関する指針〔概要版〕(文部科学省 平成28年3月)

趣 旨

全国の学校現場において重大事故・事件が発生しており、情報公開や原因の調査に対する学校及び学校の設置者の対応について、国民の関心が高まっている。

このため、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて、事故対応の在り方に係る危機管理マニュアルの見直し・充実、事故対応に当たっての体制整備等、事故発生の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となるものとして、本指針を作成する。

平成26～27年度 「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議において検討

指針のポイント

1. 事故発生の未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事件事例の共有、緊急時対応に関する体制整備
- 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備
- 学校の設置者として必要な指導・助言の実施

2. 事故発生後の取組

原則として、登下校中を含めた学校の管理下※)で発生した「事故」を対象

※) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定める「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」参照

(事故発生直後の対応)

- 応急手当の実施、被害児童生徒等の保護者への連絡、児童生徒等への対応等、役割分担に基づき実施

(初期対応時の対応)

- 学校の設置者等への事故報告、支援要請

【対象となる事故】死亡事故及び

治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故

【報告先】<公立学校>

学校の設置者

市区町村立学校（指定都市立学校を除く。以下同じ。）の
事案の場合は都道府県教育委員会に報告

死亡事故については、国まで一報を行う（以下同じ。）

<国立学校>

学校の設置者

<私立・株立学校>

必要に応じて、都道府県私学担当課・地方公共団体の学校
設置会社担当課（以下「都道府県等担当課」という。）に
事故報告を行い、事故対応の支援を要請

- 基本調査の実施

- マスコミ、保護者等への対応

(初期対応終了後の取組)

- 詳細調査の実施

3. 調査の実施

《基本調査》

事案発生後、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表に関わらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの

- 調査対象と調査の実施主体
 - 【調査対象】死亡事故（死亡以外の事故については、事故報告の対象となる事故のうち、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、設置者が必要と判断したとき）
 - 【調査主体】設置者の指導・助言のもと、原則学校が実施
- 基本調査の実施
 - ・関係する全教職員からの聴き取り（調査開始から3日以内を目途に終了）
 - ・事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り
 - ・関係機関との協力等
- 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり
 - ・学校及び設置者は、調査着手から1週間以内を目安に、最初の説明を被害児童生徒等の保護者に実施

《詳細調査への移行の判断》

- 学校の設置者が被害児童生徒等の保護者の意向にも十分配慮しつつ詳細調査への移行を判断
 - 私立・株立学校については、必要に応じて、都道府県等担当課が支援・助言
- 少なくとも次の場合には詳細調査を実施
 - ア) 教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合
 - イ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
 - ウ) その他必要な場合

健康教育②

《詳細調査》

基本調査を踏まえ必要な場合に、学識経験者や学校事故対応の専門家など外部専門家が参画した調査委員会において行われる、より詳細な調査

- 調査の実施主体：
 - ＜公立学校＞ 特別の事情がない限り、学校の設置者
 - ＜国立学校＞ 特別の事情がない限り、学校の設置者
 - ＜私立・株立学校＞ 死亡事故等が発生した場合であって、学校法人の求めに応じ、必要と認められる際には、当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み、都道府県等担当課
- 調査委員会の設置：中立的な立場の外部専門家で構成
 - ※必要に応じて、聴き取り調査等を担う補助者を別に置く
- 詳細調査の計画・実施
 - ①基本調査の確認
 - ②学校以外の関係機関への聴き取り
 - ③状況に応じ、事故発生場所等の実地調査
 - ④被害児童生徒等の保護者からの聴き取り
 - ※プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることができる（公開/非公開の範囲は、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮の上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分協議）
 - ※委員会を非公開とした際には、委員会の内容の報告を受けた学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に適切に情報共有
- 事故に至る過程や原因の調査と再発防止・学校事故予防への提言
- 調査結果の報告：調査委員会は、調査結果を調査の実施主体に報告（学校の設置者以外が調査の実施主体の場合は、設置者にも情報提供）
調査委員会又は学校の設置者は、調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明
- 報告書の公表：調査の実施主体が報告書を公表

4. 再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価を実施
- 学校の設置者は、（市区町村立学校の場合は都道府県教育委員会、私立・株立学校の場合は都道府県等担当課を通じて）国にも報告書を提出
- 国においては、報告された報告書の概要を基に事故情報を蓄積、学校、学校の設置者、都道府県等担当課に周知

5. 被害児童生徒等の保護者への支援

- 被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート
 - 児童生徒等、被害児童生徒等の保護者、教職員に対する心のケア
 - 災害共済給付の請求
 - コーディネーターによる事故対応支援
 - ・ 設置者が必要に応じて、被害児童生徒等の保護者と学校の双方にコミュニケーションを取ることができ、中立の立場で、被害児童生徒等の保護者と教職員、両者への支援を実施するコーディネーターを派遣
- （事故対応の知見を有する都道府県又は市区町村の職員を想定、地域の実情によっては、事故対応に精通した学識経験者にコーディネーター役を委嘱する等も考えられる）

2 学校給食

(1) 学校における食育の必要性

- 食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、栄養摂取の偏りや朝食欠食などの食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られるほか、食品の安全性の確保や食料自給率の向上、食品ロスの削減等の食に関わる課題が顕在化している。
- こうした課題に適切に対応するため、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進することが求められている。

2 学校給食

(2) 学習指導要領における食育の位置付け

- 「学校における食育の推進」は、平成29年に告示された小学校、中学校、特別支援学校小・中学部の学習指導要領総則、平成30年に告示された高等学校学習指導要領総則及び平成31年に告示された特別支援学校高等部学習指導要領総則に位置付けられている。

第1章 総則 第1小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割

2(3)学校における体育・健康に関する指導を、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮する。

2 学校給食

(3) 食に関する指導

- 食に関する指導は、「各教科等における食に関する指導」、「給食の時間における食に関する指導」、「個別的な相談指導」の三つに体系化され、教育活動全体を通じて効果的に取り組むことが重要である。
- 食に関する指導の目標は、中教審答申の「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」の中で「健康・安全・食に関する資質・能力」に整理された食に関する資質・能力の考え方を踏まえ、平成31年3月に改訂した「食に関する指導の手引-第二次改訂版-」に示されている。

【食に関する指導の目標】

(知識・技能)

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

(思考力・判断力・表現力等)

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

(学びに向かう力・人間性等)

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

「食に関する指導の手引-第二次改訂版-」(平成31年3月文部科学省)

- これまで文部科学省から示されていた6つの「食に関する指導の目標」は「食育の視点」として上記目標における資質・能力の3つの柱に盛り込まれている。

2 学校給食

【食育の視点】

- 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。(食事の重要性)
- 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。(心身の健康)
- 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。(食品を選択する能力)
- 食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。(感謝の心)
- 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。(社会性)
- 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。(食文化)

「食に関する指導の手引—第二次改訂版—」(平成31年3月文部科学省)

2 学校給食

(4) 食に関する指導の全体計画

- 学校において、児童生徒の食に関する資質・能力の育成を目指すためには、食に関する指導を学校の教育活動全体で取り組むことが必要であり、それぞれの教科等における食に関連する内容や関連性を明かにした上で、教科等横断的な視点に立った学習の充実が求められている。
- また、家庭、地域と連携・協働し、日常生活において適切な食生活の実践を促す必要がある。
- そのため、学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、学校教育目標を実現する観点から食に関する指導の目標を設定し、食に関する内容について必要な教育内容等を教科等横断的視点で組み立て、「いつ」、「誰が」、「どのように」行うのかを明確にする必要がある。
- 全教職員で組織的に実施できる体制を構築するとともに、その実施状況を評価し、改善を図ることが大切である。

2 学校給食

- 家庭、地域と連携し、学校全体で食育を組織的、計画的に推進するための計画が「食に関する指導の全体計画（以下「全体計画」）」である。
- 学習指導要領総則には、各学校の教育課程の編成及び実施に当たり、全体計画等と関連付けながら効果的な指導が行われるよう留意することが示されている。

※参照：「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」（平成31年3月文部科学省）P42～49 具体的な全体計画のイメージ

（5）地場産物の活用

- 地場産物の活用については、学校給食に地域の産物を活用することによって地域の食文化や産業、生産、流通、消費など食料事情等について理解することができるようにする。

2 学校給食

(6) 学校給食

- 学校給食は、学校給食法に基づき実施され、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

■学校給食の目標■（学校給食法第2条）

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校給食を豊かにし、明るい社交性及び協働の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊敬する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと

2 学校給食

(7) 給食の時間における食に関する指導

- 給食の時間に行われる指導は「給食指導」と「食に関する指導」に分けることができる。
- 給食指導は、学級担任等が主に担うが、運営や指導方法は栄養教諭と連携し、学校全体で統一した取組を行うことが大切である。
- 食に関する指導は学校給食が教材として活用されるよう、栄養教諭が献立のねらいを明確にした献立計画を学級担任等に示し、献立に使用している食品の栄養素や産地、食文化等の資料提供を行うほか、栄養教諭による直接的な指導等、連携をとって進めることが大切である。

給食の時間における食に関する指導

(給食指導)

- 給食の準備から後片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナーなどを習得させる。

(食に関する指導)

- 教科等で取り上げられた食品や学習したことを学校給食を通して確認させる。
- 献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴等を学習させる。

2 学校給食

ア 準備

- 学級担任等は、栄養教諭の専門的視点からの情報などを活用し、衛生的な配膳や異物混入防止など給食指導における衛生管理に係る指導の充実を図ることが大切です。

(ア) 児童生徒の健康状態の把握、衛生指導

- ・ ノロウイルスなどに感染した給食当番の児童生徒が配膳をした学校給食が原因となって感染が拡大することがある。
- ・ 学級担任は学校給食を介した感染症や食中毒の予防のために給食当番の児童生徒について次の項目について記録するよう「学校給食衛生管理基準」に示されている。

給食当番チェックリスト

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 下痢をしている者はいない。 |
| <input type="checkbox"/> 発熱、腹痛、嘔吐をしている者はいない。 |
| <input type="checkbox"/> 衛生的な服装をしている。 |
| <input type="checkbox"/> 手指は確実に洗浄した。 |

※下痢や腹痛、嘔吐など感染症の症状のある場合は給食当番を代えるなどの対応が必要です。

※給食当番はもとより、食事の前、用便後などの手洗いの励行が感染予防に大変有効です。

2 学校給食

■正しい手の洗い方■



■給食当番の服装■

- ・ 帽子（三角巾）、エプロン、マスクなどで給食当番にふさわしい身支度を整える。
※髪の色は帽子（三角巾）からはみ出さない。爪は短く切る。



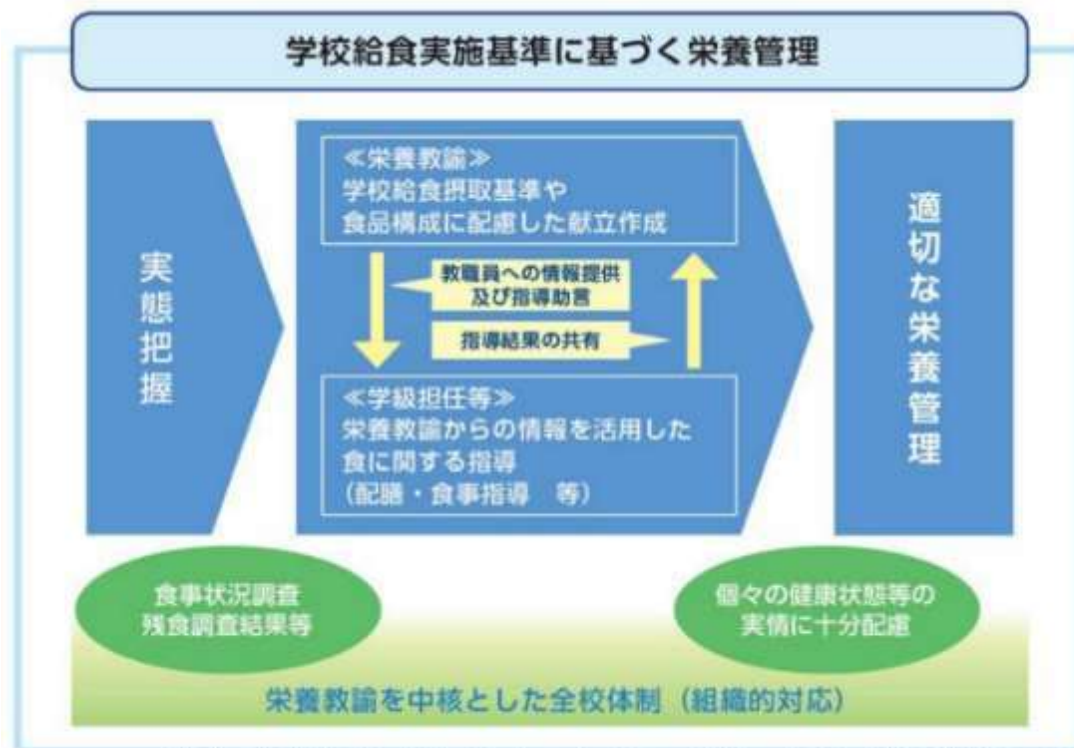
(1) 環境整備

- ・ 窓を開けて、教室の空気を入れ換え、ゴミが落ちていたら拾い、みんなで楽しく気持ちのよい食事環境を整えることが大切である。
- ・ 配膳台や学習で使用した机は、清潔なふきんで水拭きしたり、アルコール消毒を行ったりするなどして、安全・衛生に留意した食事の準備をすることが大切である。

2 学校給食

(ウ) 児童生徒の栄養管理に基づいた配膳

- ・学校給食の栄養管理は「学校給食実施基準」（学校給食法第8条）の中に示されている「学校給食摂取基準」に基づいて行われている。
- ・「学校給食摂取基準」は、児童生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を算出したものである。



2 学校給食

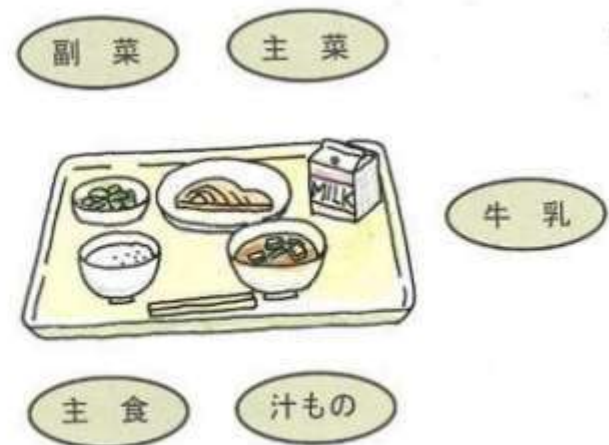
- 栄養教諭は「学校給食摂取基準」に基づいた献立作成や、食事状況調査や残食調査などによる状況把握の実施により適切な栄養管理を行い、栄養管理の内容を指導に生かすことができるよう配慮する必要がある。
- 学級担任等は、栄養教諭と連携を図りながら、献立のねらい、栄養管理の状況を理解した上で給食の盛り付け等の配膳指導を行い、全体及び個別指導を行う。指導した結果等については、栄養教諭にフィードバックし、計画改善に生かす。

【盛り付けを行う際の指導ポイント】

- ・ 食器や食缶、パン箱などは、床に直接置かない。
- ・ 衛生的に見た目もきれいに盛り付ける。
- ・ 一人分の量を把握し、一人一人の児童生徒の体格や活動量に合わせて量を加減する。

※「学校給食摂取基準」の考え方は、年齢、性、体格、活動量等によって異なる児童生徒一人一人の推定エネルギー必要量に応じて、個に応じた配膳を求めている

- ・ 盛り残しがそのまま残食にならないよう注意する。



【給食の並べ方】

2 学校給食

イ 食事中

<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事をするときには帽子（三角巾）、エプロンをとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 献立名や献立のねらいなどの説明をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人分の給食がそろっているかを確認する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教師も児童生徒と一緒に給食を食べながら、会話を楽しむ。 <p>※感染症等の状況に応じては、机を向かい合わせにしない、会話を控える対応が必要な場合もある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ おかわりは食べ終わってからすることが望ましい。（おかわり開始の時刻を決めることもよい。） 	



(ア) 食事の挨拶

【あいさつの意味】

- 「いただきます」
私たちは生き物の命をいただき、自分の命を養っています。食べ物を粗末にすることは他の命を粗末にすることになります。いつも感謝の気持ちを込めて食事の前に「いただきます」とあいさつします。
- 「ごちそうさま」
「食事を作るために食材を育てたり、集めたり、料理したり、駆け回っていただきありがとうございました。」という意味が含まれています。食事の後には、感謝の気持ちを込めて「ごちそうさま」とあいさつします。

（食に関する指導の手引-第二次改訂版- P223～224 参照）

2 学校給食

(イ) 正しい食べ方

よい姿勢で食べる



- 背すじをまっすぐに伸ばして食べることで、胃(お腹)が圧迫されず、食べ物の消化がよくなる。

主食とおかずは交互に食べる

- 主食とおかずは交互に食べることでどちらもおいしく、同時に食べ終わることができ、栄養素をバランスよくとることができる。マナーとしても、好ましい食べ方である。
- デザートは、なるべく最後に食べる。



よくかんで食べる

- 消化吸収がよくなる。
- あごの筋肉が発達して、歯並びがよくなる。
- 脳に刺激が伝わり、脳の働きがよくなる。
- 食べ過ぎを防ぐ効果がある。



(イラスト食に関する指導の手引-第一次改訂版- P213 使用)

2 学校給食

(ウ) 食事のマナー

<p>食器を正しく持って食べる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶わんや汁わんは、手に持って食べる。 ・食器に指を入れたり、わしづかみにしない。 	<p>好き嫌いをしないで食べる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康な体をつくるために一口でも食べてみる。 ・嫌いなものはじめから取り除かずに、食べてみようとする。 	<p>口に食べ物を入れたまま話さない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食べ物が飛び散るなどして周りの人に不快感を与える。 
<p>食べている途中で立ち歩かない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の途中で、席を立って遊んだり、友達とふざけたりしない。 ・自分が食べ終わっても、静かに自分の席で待つ。 	<p>食事にふさわしい会話をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の時に、きたない話や気持ちの悪くなる話は避ける。 ・大声を出すなど人の迷惑にならないように気を付ける。 	<p>楽しい雰囲気の中で食事をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽しい気分で食事することは、食べ物の消化・吸収をよくする。 

(イラスト食に関する指導の手引-第二次改訂版- P214 使用)

2 学校給食

【個に応じた指導のポイント】

- 児童生徒の体格や活動量、健康状態は様々であり、給食の時間の指導は、集団を基本としながら、一人一人の児童生徒の特性を考慮し、その指導が画一的なものとはならないよう配慮する必要がある。
- 給食の時間の指導において残食、食事マナー、食事環境の整備等の課題が考えられる。学級担任は、栄養教諭等の協力を得て、残食の状況や正しい食事マナーに関する情報をもとに、連携した指導を行うことでより一層の教育効果が期待できる。栄養教諭等から学級担任への指導資料等の情報提供が有効である。
- 例えば、食事の量、食べる速度、嗜好等について個別に把握し、指導の必要がある場合は、少しずつ根気強く改善に向けた対応や指導を保護者の理解と協力を得るとともに、学級担任と栄養教諭等が連携・協力を図る必要がある。

2 学校給食

12 つくし
つくり



【食品ロスの視点を踏まえた指導】

- 平成27年(2015年)9月、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では、「目標12：持続可能な消費生産形態を確保する」のターゲットのひとつとして、「2030年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを削減させる」が設定されるなど、食品ロスの削減は喫緊の課題となっている。(北海道食品ロス削減推進計画)

※国：令和元年(2019年)5月「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定

※道：令和3年(2021年)3月「北海道食品ロス削減推進計画」策定



- 各学校においては、給食の時間における食に関する指導を中心に教科等の指導と関連付けるなどして、学校教育活動全体を通して、正しい知識・情報に基づいて食品を選択する能力や食品ロスの視点を含めた感謝の心を育成する食育の取組を行うことが大切である。

(例)「食品を選択する能力」を食育の視点とした指導内容

- ・家庭科：B(2)調理の基礎、C(1)物や金銭の使い方(2)環境に配慮した生活
 - ・技術・家庭科：B(3)日常食の調理と地域の食文化 ※賞味期限、消費期限などの表示
- 「感謝の心」を食育の視点とした指導内容
- ・総合的な学習：「どうする!!ごみ問題」※給食の残量から自分たちができることを考える

2 学校給食

【学校給食への異物混入に関する指導ポイント】

《未然事故防止》

- ・ 教室内のほこりが食品に混入することを防ぐため、配膳前及び配膳中は、児童生徒は静かに着席して待つように指導する。
- ・ 教室内の不要物は処分し、画鋲や釘等の金属製品は適切に収納する。
- ・ 児童生徒に対して正しい身支度を指導する。特に児童生徒の毛髪が配食中の食缶や配食後の食品中に入ることがないように、給食当番だけではなく個々に注意が必要であることを指導する。
- ・ ヘアピン、安全ピン、体操着のファスナーなど、児童生徒が普段から身に付けている金属類についても十分な注意をする。
- ・ 学習用品の中で異物となりやすいものは、クリップ、鉛筆及びシャープペンシルの芯、裁縫道具、実験器具類などがあり、給食前に適切に収納するよう指導する。
- ・ ケガの手当に使用する絆創膏等は、水分を含むことで取れやすくなり、異物混入の原因となることがあるので、給食当番を行う児童生徒が手指のケガにより絆創膏等をしている場合は、食品の盛り付けを行わないなど給食当番の分担を配慮する。
- ・ 必ず学級担任等が配食に立ち会い、給食当番の活動を指導する。

(食に関する指導の手引-第二次改訂版- P231 参照)

《異物混入発見時の初期対応》

- ・ 児童生徒の負傷の有無を確認する。
- ・ 学級の児童生徒に対して、給食を食べないように指示するとともに、管理職へ状況を報告する。
- ・ 直ちに校内放送等を使い、他の学級の状況を把握する。
- ・ 異物発見時の状況（食器・食缶の場所、配膳の方法、児童生徒の状況等）を確認するとともに、現物（袋等も）を保存する。

2 学校給食

【窒息事故防止の指導ポイント】

○ 水分が少ないものや思いがけず飲み込んでしまう可能性がある丸い形状のものは、咽頭部に詰まる危険性が高いため十分な注意が必要である。

- ・ 食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べるよう指導する。
- ・ 早食いは危険であることを指導する。
- ・ 給食の際は、学級担任等が注意深く児童生徒の様子を観察する。
- ・ 咀嚼及び嚥下能力は個人差があるので、個別の対応が必要な児童生徒については、全職員の間で共通理解を図る。
- ・ 特別な支援を要する指導生徒については、食事中に必ず教職員が付き添い、目を離さないようにする。

(食に関する指導の手引-第二次改訂版- P232 参照)

- 担任等は、日常の給食指導において、教師の不在の時間をつくらず、食事中は児童の様子に注意する。
- 授業が給食の時間に食い込むことがないように務めるとともに、おかわり開始の時間を設定するなど、児童がゆとりをもって食事できるように配慮する。
- テレビ放送を見ながら食事をさせたり、食事に集中できなくなる放送等を行ったりしないように配慮する。(食に関する指導用動画・放送、環境音楽等は除く。)
- 嚥下障害のある児童生徒は、食べ物による窒息を起こしやすいので、学級担任等は主治医の指示を受けながら、家庭と連携して十分に注意する。

2 学校給食

- 嚥下障害のある児童生徒に種のある果物を提供する際には、種を除去して提供する。
- 学校給食の検食者は、検食の段階で食べ方に注意する必要があると判断した場合には、直ちに校長に報告し、全職員にその内容を周知する。

(学校における危機管理の手引(改訂3版) P36 参照)

《発生時対応の留意点》

- すぐに他の教職員を呼び、119番通報を依頼し、救急隊が到着するまでの間は、詰まったものの除去を試みる。

※気管が3～6分間閉塞されると死亡することがあります。

(安全な学校給食の提供のために～窒息事故防止に関する資料～ 参照)

《背部叩打法》

立膝で太ももがうつぶせにした子どものみぞおちを圧迫するようにして、頭を低くして、背中の中を平手で何度も連続して叩く。なお、腹部臓器を傷つけないよう力を加減する。



《腹部突き上げ法》

後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫する。



(食に関する指導の手引-第二次改訂版- P233 参照)

2 学校給食

【食物アレルギーによるアナフィラキシー症状を起こした児童生徒への初期対応】

- 担任等は、当該児童生徒から目を離さず、状況を観察するとともに、直ちに他の児童生徒に養護教諭や他の学級担任等呼びに行かせる。知らせを受けた養護教諭等は直ちに管理職に報告する。
 - 管理職は、生活管理指導表及びアドレナリン自己注射薬(以下、エピペンという)を持ってくるよう指示する。
 - 管理職は、担任や養護教諭等の介助のもと、エピペンを使用すると同時に、救急車を要請し担任等を同行させて当該児童を医療機関へ搬送する。
 - 事故発生現場では、該当児童生徒をその場で安静にさせ、足を顔より高く上げた体位で寝かせ嘔吐に備え、体と顔を横向きにする。
 - 救急隊が到着するまでの間、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色を確認しながら必要に応じて心肺蘇生とAEDの措置を行う。
- ※エピペンは、できるだけ早期に注射することが効果的である。
- ※アナフィラキシーとは、アレルギー反応により、じん麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時にかつ急激に出現した状態をいう。原因のほとんどは食物だが、昆虫刺傷、医薬品、ラテックス(天然ゴム)、運動などでも起きることがある。

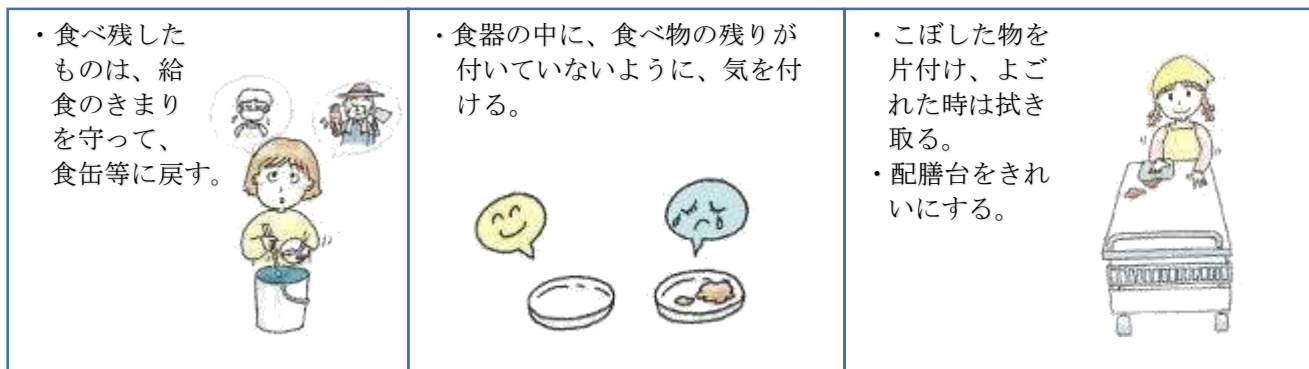
(学校における危機管理の手引(改訂3版)P34及び、

令和5年1月16日付け教健体第1073号学校におけるアレルギー対応について(通知)参照)

2 学校給食

ウ 後片付け

後片付けは、「ごちそうさま」をしてから、みんなで協力して、安全に能率的に行う。



(イラスト食に関する指導の手引-第一次改訂版- P216使用)

(8) 各教科等における食に関する指導

各教科等では、それぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせ、三つの柱に沿った資質・能力の育成を目指し目標を示しています。関連する教科等において食に関する指導を行うことで、食育の充実につながるのみならず、当該教科の目標がよりよく達成されることを目指します。

教科等にはそれぞれ目標や内容があります。そのために、それらと食に関する指導の目標や内容とが必ずしも一致しない場合があり、教科等における指導の目標が曖昧になってしまうことがある。ここでは、**児童生徒に当該教科等の目標や内容を身に付けさせ目標がよりよく達成されることを第一義的に考え、その実現の過程に「食育の視点」を位置付け、意図的に指導することが重要**です。

【食に関する指導と関連している主な教科等】

教科：社会科、理科、生活科、家庭科、技術・家庭科、体育科、保健体育科など
特別な教科：道徳、総合的な学習の時間、特別活動

2 学校給食

【指導の留意点】

○ 指導体制の工夫

食に関する指導に当たっては、教師間の連携に務め、栄養教諭等の専門性を生かしたチームティーチングによる指導などを行うことによって、学習効果を高めることができます。

指導に際しては、学級担任等と栄養教諭の役割分担を明確にするとともに、事前や事後の打ち合わせを行い、指導方法や子どもたちの学習状況に応じた対応について共通理解を図ることが大切です。

○ 指導方法の工夫

食に関する指導を効果的に展開するためには、単に知識を習得させることにとどまるのではなく、観察、実験、見学、実習等の体験的な活動を積極的に取り入れるとともに、子どもが自分の食生活等に興味・関心をもち、自ら課題をもち、主体的に学習に取り組むことができる問題解決的な学習を重視することが大切です。

○ 学校給食の活用

学校給食は、子どもが毎日の学校生活の中で特に楽しみとしているものの一つであり、生活の営みの一部であることから、子どもたちの興味・関心を引き出し得る特性を有しており、「生きた教材」として、多面的な活用を図ることができるものです。

活用に当たっては、指導計画の作成段階から栄養教諭等が関わるなど、学校給食の教材としての機能を最大限に引き出すことができるよう配慮することが大切です。

(栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育 参考資料 P48～ 参照)

2 学校給食

(9) 個別的な相談指導

学校では、偏食のある児童生徒、肥満・やせ傾向にある児童生徒、食物アレルギーを有する児童生徒、スポーツをしている児童生徒、食行動に問題を抱える児童生徒を対象とした個別的な相談指導が想定されます。

栄養教諭は、食に関する健康課題を有する児童生徒に対して、関係する教職員が共通理解を図り、保護者と連携して、個別的な相談指導を行います。その際、対象となる個人の身体状況、栄養状態や食生活などを総合的に評価・判定し、家庭や地域の背景、児童生徒の食に関する知識・理解度等を考慮して指導に当たるようにするとともに、教育相談室や余裕教室を利用するなど、個別相談にふさわしい環境で行います。

全教職員が個別相談指導の方針について理解した上で、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医、保護者等が連携を図り、指導に当たることが重要です。

(食に関する指導の手引-第二次改訂版- P234～251及び栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育P15～16参照)

2 学校給食

(10) 家庭との連携

学校における食に関する指導の充実と合わせて、家庭での食に関する取組がなされることにより、児童生徒の食に関する理解が深まり、望ましい食習慣の形成が図られることから、学校から家庭への働きかけや啓発活動等を積極的に行うことが大切です

《家庭への働きかけ》

児童生徒が食に関する学習課題を探究する過程で、自分の考えを深めたり、まとめたりするためには、学習課題を家庭で調べる、振り返る、実践できるような具体的な手立てを講じる必要があります。

家庭の協力を得る方法として、授業で学んだことをまとめた学習ノートやワークシートを活用し、学習内容を家庭に伝えるとともに、家庭で実践したことを学校で確認できるようにします。

《家庭への啓発活動》

家庭では、食に関する情報に基づいて判断したり、振り返ったりすることにより、家庭の食生活をよりよくしようとする意識を高めることが大切です。

(例)

参観日における食に関する指導の授業を実施、親子に正しい食事の在り方などを啓発し、親子のコミュニケーションが図られるように計画した親子料理教室の開催、家庭において食に関する話題を促進するための食育参観日を実施、家庭で課題意識を高めるための「食生活習慣の見直し」に関する親子参加の講演会の実施

2 学校給食

(11) 地域との連携

学校における食に関する指導を充実するためには、校区や近隣の人材や機関にとどまらず、広く地域と連携していくことが必要です。連絡先は、学校独自で人材や機関を開発するだけでなく、学校運営協議会や地域学校協働本部のネットワークとも関連させて充実していくことが大切です。

(食に関する指導の手引-第二次改訂版- P28～30参照)

参考資料

【STOP SNS Trouble ポータルサイト】

STOP SNS Trouble ポータルサイト

ホームページ: STOP SNS Trouble ポータルサイト

STOP SNS Trouble ポータルサイト

北海道教育委員会では、児童生徒からSNS上のトラブルに巻き込まれることがないよう、未然防止、早期発見、早期対応を行う取組を進めています。

参考資料

- 北海道教育委員会
- ネットトラブル防止のための総合ページサイト (国語教育ページ) [PDF](#)
- ネットの危険から子どもを守るために、保護者ができること (PDF) [PDF](#)
- 文部科学省
- 「知っていますか?」家庭のルールに子どもや学生がインターネット利用のルール [PDF](#)
- 総務省
- インターネットトラブル相談 (PDF) [PDF](#)
- 子ども版の相談の場、安全・安心なインターネット利用ガイド [PDF](#)
- 北海道
- インターネットトラブル防止のために (PDF) [PDF](#)
- 教育情報活用委員会 (PDF) [PDF](#)
- 県立小中学校にインターネットを利用するために (PDF) [PDF](#)
- 高校生の安全安心なスマートフォン利用について (PDF) [PDF](#)
- インターネット上の迷惑メールについて (PDF) [PDF](#)
- 北海道警察
- 子ども版ネット利用ガイド [PDF](#)



【学校給食に係る事故防止の徹底について】

○学校給食に係る事故防止の徹底について (通知)



【学校におけるアレルギー対応】

○学校におけるアレルギー疾患対策



参考資料

Ⅲ 北海道の体力向上の取組に関する改善の方向性

ここでは、全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本道の実技調査及び質問紙調査の結果について、全国平均や上位の都府県の結果と比較・分析した結果に基づいた改善の方向性や具体的な取組事例等を掲載しています。

各市町村教育委員会及び学校においては、本資料を参考にし、体育・保健体育の授業改善や体育・保健体育授業以外の取組の改善・充実を図るなど、児童生徒の体力向上に向けた取組の更なる充実に向け、御活用ください。

体育・保健体育授業の
改善・充実に向けた取組の方向性



体育・保健体育授業以外の
組織的な取組の充実に向けた方向性



参考資料

【体育活動中の事故防止等について】

- 学校における体育活動中の事故防止等について



【学校における熱中症対策】

- 学校における熱中症対策



参考資料

【学校保健組織活動の活性化について】

○学校保健組織活動の
活性化について



【薬物乱用防止教育リーフレット】

○薬物乱用防止教育
リーフレット

